

◆ 国外財産の評価

Q : 国外財産の評価についての通達が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 国外財産も財産評価基本通達の定める評価方法で評価することとされ、また、この通達で評価できない財産についての取扱いも定められています。

【解説】

国外財産の評価方法に係る取扱いは、改正された財産評価基本通達に盛り込まれていて、通達では、国外財産の評価について、まず、国外にある財産の価額についても、この通達に定める評価方法により評価する、としています。

また、この通達で評価できない財産については、この通達に定める評価方法に準じて、又は売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価するものとされていますが、課税上弊害がない場合に限り、簡便方式も認められています。例えば、日本の路線価が適用できない土地については、課税上弊害がない限り、土地の取得価額や課税時期後の譲渡価額を基に、その国の一般的な価格動向に基づき時点修正して求めた価額で評価することができることとされています。

なお、国外財産が日本とともに、外国の国税当局から課税される場合には、外国の国税当局に是認された課税価格を適用できることもあるようです。ただし、外国での課税価格が時価の2分の1とされている場合などは、当然、課税価格を2倍にするなどの調整が必要となります。



KIMIYO-I